

平成26年第2回伊賀市議会（定例会）

【会期：平成26年2月27日～3月25日】

●市長提出議案（当初予算関係）

議案番号	件名	概要	議決結果
2	平成26年度三重県伊賀市一般会計予算	<p>一般会計では、428億5989万4000円となり、前年度に比べ、1.9%、予算額で8億4781万3000円の増となっている。消防本部新庁舎整備事業や臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金支給事業などの新規事業を実施することとなった結果、予算規模が増加している。</p> <p>特別会計では、国民健康保険事業特別会計など9特別会計で、前年度に比べ、4.1%減の224億6809万円となっている。これは、市街地再開発特別会計が平成25年度で廃止となったことや、農業集落排水特別会計で依那古、花垣などの建設改良事業が終了し、建設改良費が約17億円減額になったことなどによるものである。</p> <p>企業会計では、病院事業会計、水道事業会計を合わせて101億5456万8000円となり、前年度比8.7%増となっている。</p> <p>財産区特別会計については、島ヶ原財産区、大山田財産区の二つの特別会計を合わせて20.0%増の5242万円となっている。</p> <p>以上、平成26年度の全会計の総額は、前年度比0.9%、予算額で6億9772万円増の755億3497万2000円となっている。</p>	原案可決
3	平成26年度三重県伊賀市国民健康保険事業特別会計予算		原案可決
4	平成26年度三重県伊賀市住宅新築資金等貸付特別会計予算		原案可決
5	平成26年度三重県伊賀市駐車場事業特別会計予算		原案可決
6	平成26年度三重県伊賀市介護保険事業特別会計予算		原案可決
7	平成26年度三重県伊賀市農業集落排水事業特別会計予算		原案可決
8	平成26年度三重県伊賀市公共下水道事業特別会計予算		原案可決
9	平成26年度三重県伊賀市浄化槽事業特別会計予算		原案可決
10	平成26年度三重県伊賀市サービスエリア特別会計予算		原案可決
11	平成26年度三重県伊賀市後期高齢者医療特別会計予算		原案可決
12	平成26年度三重県伊賀市病院事業会計予算		原案可決
13	平成26年度三重県伊賀市水道事業会計予算		原案可決
14	平成26年度三重県伊賀市島ヶ原財産区特別会計予算		原案可決
15	平成26年度三重県伊賀市大山田財産区特別会計予算		原案可決

●市長提出議案（補正予算関係）

議案番号	件名	概要	議決結果
16	平成25年度三重県伊賀市一般会計補正予算（第6号）	<p>各会計を通じてそれぞれ決算見込みによる予算補正を中心に行っている。</p> <p>一般会計、10特別会計、2企業会計、2財産区特別会計を合わせて、4億6973万9000円の減額を行い、補正後の全会計の予算総額を791億6624万5000円にしようとするものである。</p>	原案可決
17	平成25年度三重県伊賀市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）		原案可決
18	平成25年度三重県伊賀市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第2号）		原案可決
19	平成25年度三重県伊賀市駐車場事業特別会計補正予算（第2号）		原案可決
20	平成25年度三重県伊賀市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）		原案可決
21	平成25年度三重県伊賀市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）		原案可決

22	平成 25 年度三重県伊賀市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）	原案可決
23	平成 25 年度三重県伊賀市浄化槽事業特別会計補正予算（第 2 号）	原案可決
24	平成 25 年度三重県伊賀市サービスエリア特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
25	平成 25 年度三重県伊賀市市街地再開発事業特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
26	平成 25 年度三重県伊賀市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	原案可決
27	平成 25 年度三重県伊賀市病院事業会計補正予算（第 3 号）	原案可決
28	平成 25 年度三重県伊賀市水道事業会計補正予算（第 2 号）	原案可決
29	平成 25 年度三重県伊賀市島ヶ原財産区特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
30	平成 25 年度三重県伊賀市大山田財産区特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決

●市長提出議案（予算関係議案を除く。）

議案番号	件名	概要	議決結果
31	行政組織変更に伴う関係条例を整理する条例の制定について	<p>【提案理由及び内容】平成 26 年度からの行政組織の変更に伴い、伊賀市総合計画審議会条例ほか 13 条例において、審議会等を所管する部署の名称を新たな部署名に改正を行う。</p> <p>【施行期日】平成 26 年 4 月 1 日</p>	原案可決
32	伊賀市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について	<p>【提案理由】地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 24 条の 2 第 1 項の規定に基づき、条例を制定する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育に関する事務のうち①スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。及び②文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。の 2 つの事務を市長が管理し、執行することとする。</li> <li>・本条例の制定に伴い、条文中「教育委員会」等の規定がある次の条例の一部改正を附則にて行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・青山ホールの設置及び管理に関する条例</li> <li>・あやま文化センターの設置及び管理に関する条例</li> <li>・伊賀市スポーツ推進審議会に関する条例</li> <li>・伊賀市教育行政評価委員会の設置に関する条例</li> </ul> </li> </ul> <p>【施行期日】平成 26 年 4 月 1 日</p>	原案可決
33	伊賀市みえ森と緑の県民税市町交付金基金条例の制定について	<p>【提案理由】平成 26 年度から「みえ森と緑の県民税」が導入され、納付された税の一部が県から市町へ交付金として交付される。この交付金を災害に強い森林づくりと市民全体で森林を支える社会づくりを推進する財源に充てるため「伊賀市みえ森と緑の県民税市町交付金基金」を設置する。</p> <p>【内容】基金の設置、積立て、管理、繰替運用、処分などについて規定する。</p> <p>【施行期日】平成 26 年 4 月 1 日</p>	原案可決

34	赤井家住宅の設置及び管理に関する条例の制定について	<p>【提案理由】国の登録文化財である赤井家住宅を中心市街地の活性化に資する施設として活用するため、本施設の設置条例を制定する。</p> <p>【提案内容】設置目的、管理、使用の許可、利用料金等について規定する。</p> <p>【施行期日】規則で定める日</p>	原案可決																								
35	伊賀市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について	<p>【提案理由及び内容】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第3次地域主権改革一括法）により、消防組織法の一部が改正され、消防長及び消防署長に必要な資格について、政令を参酌して各自治体の条例で定めることとなったため、条例を制定する。</p> <p>【施行期日】平成26年4月1日</p>	原案可決																								
36	伊賀市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について	<p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可燃ごみの更なる減量化と増大する処理費用の一部を負担いただくため、可燃ごみに係る手数料を引き上げる。</li> <li>・ごみの分別徹底と資源化を促進するため、資源ごみの容器包装プラスチックについて、指定ごみ袋制にする。</li> </ul> <p>【改正内容】</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 50%;">●可燃ごみ指定袋（1枚当たりの手数料）</td> <td style="text-align: center; width: 50%;">●資源ごみ指定袋（1枚当たりの手数料）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>可燃ごみ</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(大) 45リットル</td> <td style="text-align: center;">20円</td> <td style="text-align: center;">35円</td> </tr> <tr> <td>(中) 30リットル</td> <td style="text-align: center;">15円</td> <td style="text-align: center;">25円</td> </tr> <tr> <td>(小) 20リットル</td> <td style="text-align: center;">10円</td> <td style="text-align: center;">15円</td> </tr> </tbody> </table> </td> <td style="text-align: center;"> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>可燃ごみ</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(大) 45リットル</td> <td style="text-align: center;">12円</td> </tr> <tr> <td>(中) 30リットル</td> <td style="text-align: center;">10円</td> </tr> <tr> <td>(小) 20リットル</td> <td style="text-align: center;">8円</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </table> <p>【施行期日】平成26年10月1日</p>	●可燃ごみ指定袋（1枚当たりの手数料）	●資源ごみ指定袋（1枚当たりの手数料）	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>可燃ごみ</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(大) 45リットル</td> <td style="text-align: center;">20円</td> <td style="text-align: center;">35円</td> </tr> <tr> <td>(中) 30リットル</td> <td style="text-align: center;">15円</td> <td style="text-align: center;">25円</td> </tr> <tr> <td>(小) 20リットル</td> <td style="text-align: center;">10円</td> <td style="text-align: center;">15円</td> </tr> </tbody> </table>	可燃ごみ	改正前	改正後	(大) 45リットル	20円	35円	(中) 30リットル	15円	25円	(小) 20リットル	10円	15円	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>可燃ごみ</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(大) 45リットル</td> <td style="text-align: center;">12円</td> </tr> <tr> <td>(中) 30リットル</td> <td style="text-align: center;">10円</td> </tr> <tr> <td>(小) 20リットル</td> <td style="text-align: center;">8円</td> </tr> </tbody> </table>	可燃ごみ	改正後	(大) 45リットル	12円	(中) 30リットル	10円	(小) 20リットル	8円	原案可決 修正部分（発委第1号）を除く
●可燃ごみ指定袋（1枚当たりの手数料）	●資源ごみ指定袋（1枚当たりの手数料）																										
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>可燃ごみ</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(大) 45リットル</td> <td style="text-align: center;">20円</td> <td style="text-align: center;">35円</td> </tr> <tr> <td>(中) 30リットル</td> <td style="text-align: center;">15円</td> <td style="text-align: center;">25円</td> </tr> <tr> <td>(小) 20リットル</td> <td style="text-align: center;">10円</td> <td style="text-align: center;">15円</td> </tr> </tbody> </table>	可燃ごみ	改正前	改正後	(大) 45リットル	20円	35円	(中) 30リットル	15円	25円	(小) 20リットル	10円	15円	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>可燃ごみ</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(大) 45リットル</td> <td style="text-align: center;">12円</td> </tr> <tr> <td>(中) 30リットル</td> <td style="text-align: center;">10円</td> </tr> <tr> <td>(小) 20リットル</td> <td style="text-align: center;">8円</td> </tr> </tbody> </table>	可燃ごみ	改正後	(大) 45リットル	12円	(中) 30リットル	10円	(小) 20リットル	8円						
可燃ごみ	改正前	改正後																									
(大) 45リットル	20円	35円																									
(中) 30リットル	15円	25円																									
(小) 20リットル	10円	15円																									
可燃ごみ	改正後																										
(大) 45リットル	12円																										
(中) 30リットル	10円																										
(小) 20リットル	8円																										
37	伊賀市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	<p>【提案理由】上野総合市民病院における夜間看護体制及び訪問看護ステーションの相談体制の向上を図るため、夜間看護手当の増額及び訪問看護ステーションの待機手当を新設する。</p> <p>【改正内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①夜間看護手当を勤務時間に応じ、それぞれ1,000円ずつ増額する。</li> <li>②訪問看護ステーションの待機手当を新設する。</li> </ol> <p>【施行期日】平成26年4月1日</p>	原案可決																								
38	伊賀市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について	<p>【提案理由及び内容】福祉医療費の対象として、中学生の入院に係る医療費を追加する。</p> <p>【施行期日】平成26年9月1日</p>	原案可決																								
39	伊賀市国民健康保険条例及び伊賀市健診センター設置条例の一部改正について	<p>【提案理由及び内容】診療報酬の改定に伴い、算定基準の規定の表記を改める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保条例：現状に即していない条文を削除する。</li> <li>・健診センター条例：厚生労働省の告示番号を表記しない規定に改める。</li> </ul> <p>【施行期日】平成26年4月1日</p>	原案可決																								

40	伊賀市体育施設条例の一部改正について	<p><b>【提案理由】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育に関する事務のうち、スポーツに関する事務を市長が管理し、執行することとなることから、所要の改正を行う。</li> <li>・台風18号により被害を受け、現在使用を中止している大山田せせらぎ運動公園を体育施設から除く。</li> </ul> <p><b>【改正内容】</b>「教育委員会」を「市長」に改め、施設名等から大山田せせらぎ運動公園を削る。</p> <p><b>【施行期日】</b>平成26年4月1日</p>	原案可決
41	岩倉峡公園キャンプ場条例の一部改正について	<p><b>【提案理由及び内容】</b>4月1日からの消費税率の引上げに準じ、利用料金の一部を引き上げる。</p> <p><b>【施行期日】</b>平成26年4月1日</p>	原案可決
42	伊賀市特別会計条例の一部改正について	<p><b>【提案理由及び内容】</b>上野市駅前地区第一種市街地再開発事業が平成25年度で完了することに伴い、市街地再開発事業特別会計を廃止する。</p> <p><b>【施行期日】</b>平成26年4月1日</p>	原案可決
43	伊賀市手数料条例の一部改正について	<p><b>【提案理由】</b>消費税率の引上げに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が改正されたため、消防法に基づく事務に係る手数料の一部を改正する。</p> <p><b>【改正内容】</b>政令の改正に合わせ、特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査手数料などを引き上げる。</p> <p><b>【施行期日】</b>平成26年4月1日</p>	原案可決
44	伊賀市火災予防条例の一部改正について	<p><b>【提案理由及び内容】</b>消防法施行令及び建築基準法施行令の一部改正に伴い、条文において引用している法令の条項番号を改正する。</p> <p><b>【施行期日】</b>平成26年4月1日</p>	原案可決
45	伊賀市交通計画協議会条例の廃止について	<p><b>【提案理由】</b>国の支援制度を有効に活用し、持続可能な交通体系を構築するため本協議会を廃止し、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定協議会に移行させる。</p> <p><b>【施行期日】</b>平成26年3月31日</p>	原案可決
46	上野都市計画事業上野市駅前地区第一種市街地再開発事業施行に関する条例の廃止について	<p><b>【提案理由】</b>上野市駅前地区第一種市街地再開発事業が本年度で完了することに伴い、本条例を廃止する。</p> <p><b>【施行期日】</b>平成26年4月1日</p>	原案可決
47	第2次伊賀市総合計画基本構想の策定について	<p><b>【提案理由】</b>本市の市政運営を総合的かつ計画的に行うための指針として、平成26年度から概ね10年先を見据えた将来像や街づくりの基本政策などを定める基本構想を策定する。</p>	原案可決

48	平成 26 年度伊賀市水道事業会計資本金の額の減少について	<p>【提案理由】 地方公営企業法会計制度の見直しにより、新しい会計基準が平成 26 年度から適用されることに伴い、地方公営企業法第 32 条第 4 項の規定に基づき、資本金の額を減少することについて議決を求める。</p> <p>【提案内容】 市町村合併前に受けた資産取得に係る補助金等は、これまで資本金のうち引継資本としていたが、新会計基準の適用により、当該補助金等相当額を資本金から資本剰余金に振り替える。</p>	原案可決
49	市道路線の変更について	<p>【提案理由及び内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・横山青雲寺線において、農村整備総合景観保全整備により農道が整備された結果、車両の流れに変化が生じたことにより、市道としての管理が必要となったため、道路の終点を変更する。</li> <li>・宮之前小杉線において、関西本線宮跡踏切の廃止について、地元同意を得て協議が整ったため、市道路線の経路の見直しを行うとともに、路線名を中之屋敷新徳線に変更する。</li> </ul>	原案可決
50	工事請負契約の変更について	<p>【提案理由】 社会資本整備総合交付金都市公園事業（しらさぎ運動公園）多目的グラウンド新築工事（建築主体工事）について、工法の変更や工期の遅れ等により、契約を変更する必要が生じたため</p> <p>契約金額：金 320,765,550 円（既決契約金額：金 294,399,000 円）</p> <p>工期：平成 26 年 3 月 28 日（変更前：平成 26 年 2 月 28 日）</p>	原案可決
51	伊賀市職員の給与に関する条例等の一部改正について	<p>【提案理由】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①平成 18 年から 4 年間各年 1 号級の昇給抑制措置を実施したものに係る回復措置を平成 26 年 4 月 1 日付けで行う。</li> <li>②昇給抑制措置の回復措置が終了することから、平成 22 年度の人事院勧告でこれまで見送ってきた 55 歳以上の管理職員に対する 1.5%の減額措置を実施する。</li> </ol> <p>【改正内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①行政職給料表適用職員の 5 級（主幹）以下の職員及びその他当該職員と均衡上必要と認められる職員について、平成 26 年 4 月 1 日に 1 号級又は 2 号級上位の号級とする。</li> <li>②平成 26 年 4 月 1 日現在 55 歳以上の職員で、行政職給料表適用職員の 6 級（副参事）以上の管理職員について、同日から給料月額 1.5%を減じて支給する。</li> </ol> <p>【施行期日】 平成 26 年 4 月 1 日</p>	原案可決
52	指定管理者の指定について	<p>【提案理由】 平成 26 年度からゆめぼりすセンターに指定管理者制度を導入することに伴い、指定管理者を指定する。</p> <p>【指定管理者となる法人等】 尾鷲市大字向井 132 番地の 1</p> <p>特定非営利活動法人市民福祉ネットワークみえ 理事 大西 良太</p>	原案可決
53 ～56	人権擁護委員候補者の推薦について	<p>【提案理由】 人権擁護委員 4 名の任期が満了するため、後任の人権擁護委員候補者を推薦する。</p> <p>候補者：《再任》水口 昌也氏、花井 宏彰氏、家戸 美弘氏、《新任》栗原 省一氏</p> <p>任 期：平成 26 年 7 月 1 日から 3 年間</p>	いずれも同意

●委員会提出議案

発委 番号	件名	概要	議決 結果
1	議案第 36 号 伊賀市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例に対する修正について	【内容】議案第 36 号中の資源ごみに関する部分を削除する。	可決
2	伊賀市の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例の制定について	<p>【提案理由】市の出資法人への関わり方を定めることにより、市が出資法人を通じて実現しようとする行政目的の効果的かつ効率的な達成を図るとともに、伊賀市自治基本条例第 9 条に基づく公正で透明性の高い市政の更なる推進に寄与することを目的として本条例を制定する。</p> <p>【内容】出資法人による経営評価及びそれに対する市長の評価の実施と、それらを議会への報告すること、また、それに対して議会が意見を述べることなどができることとしている。</p> <p>【施行期日】平成 26 年 4 月 1 日（ただし、評価、議会への報告、議会の措置等については、施行の日以後に終了した年度分から適用する経過措置を設ける。）</p>	原案 可決
3	伊賀市補助金等適正化条例の制定について	<p>【提案理由】市が補助金等の交付により、実現しようとする行政目的の効果的かつ効率的な達成を図るとともに、伊賀市自治基本条例第 9 条に基づく公正で透明性の高い市政の更なる推進に寄与することを目的として本条例を制定する。</p> <p>【内容】当初予算の審査のときには補助金等の実績等について詳細な資料を議会に提出すること、また、その実績等に対する市長の評価の実施と、それに対して議会が意見を述べることなどができることとしている。</p> <p>【施行期日】平成 26 年 4 月 1 日（ただし、発委第 2 号と同様の経過措置を設ける。）</p>	原案 可決
4	伊賀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正について	<p>【提案理由】指定管理者制度への議会の監視権を強化し、制度の更なる適正な運営を図る。</p> <p>【内容】指定管理者の指定議案の審議に際し、議会に対して十分な説明を行うこと、また指定管理者から毎年度提出される事業報告書について、その内容を議会に報告することとしている。</p> <p>【施行期日】平成 26 年 4 月 1 日（ただし、議会への報告については、施行の日以後に終了した年度分から適用する経過措置を設ける。）</p>	原案 可決

●議員提出議案

発議 番号	件名	概要	議決 結果
1	伊賀市議会基本条例の一部改正について	<p>【提案理由及び内容】 議会機能を強化するため、積極的に議決事件の追加等を検討するほか、議会決定事項への対応を市長に求める条文を追加するとともに、用語等の整理のため改正を行う。</p> <p>【施行期日】 公布の日</p>	原案 可決
2	伊賀市議会委員会条例の一部改正について	<p>【提案理由及び内容】 平成26年4月の行政組織の変更により、現在の企画財政部が「企画振興部」と「財務部」に分割されるため、総務常任委員会の所管に「財務部の所管に属する事項」を新たに加えるほか、市長直属としている「室」の名称を「課」に変更するなど改正を行う。</p> <p>【施行期日】 平成26年4月1日</p>	原案 可決
3	食の安全・安心の確立を求める意見書の提出について	<p>昨年、大手ホテルや百貨店、老舗旅館等でメニューの虚偽表示など食品の不当表示事案が相次いだことから、政府は昨年12月9日に食品表示等問題関係府省庁等会議において、食品表示の適正化のため緊急に講ずべき必要な対策を協議された。</p> <p>具体的には、農林水産省の食品表示Gメン等を活用した個別事案に対する厳正な措置や景品表示法のガイドラインの作成を通じた食品表示ルール遵守徹底など当面の対策が盛り込まれ、現在実施に移されている。また、このほか事業者の表示管理体制や国や都道府県による監視指導体制の強化などを柱とする抜本的な対策が明記され、これらの対策を法制化する景品表示法等改正案が近く国会に提出される運びとなっている。</p> <p>こうした対策が進む一方、昨年末に発生した国内製造の冷凍食品への農薬混入事件や毎年発生する飲食店や旅館、学校施設などにおける集団食中毒事件を受け、消費者からは関係事業者等における食品製造や調理過程における安全管理や衛生管理体制の一層の強化を求める声が少なくない。</p> <p>よって、国においては、こうした現状を踏まえ、下記の事項について適切な措置を講じ、食品に係る安全性の一層の確保に努めるよう強く要望する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 食品表示等の適正化を図る景品表示法等改正案の早期成立・施行を期すこと。</li> <li>2. 本改正案等に基づく対策の推進にあたり、政府及び地方公共団体において、消費者庁を中心とした十分な体制を確立するとともに、そのための必要な予算措置を講ずること。</li> <li>3. 一層の食の安全と安心を図るため、係る法令の改正も視野に総合的かつ具体的な検討を行うとともに関係事業者等の果たすべき責任を明確に定めること。</li> </ol> <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。</p> <p>【提出先：内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）】</p>	原案 可決

4	<p>集団的自衛権行使を容認する憲法解釈変更に対する意見書の提出について</p>	<p>安倍晋三首相は、海外での武力行使に道を開く集団的自衛権の行使容認を閣議決定による憲法解釈の変更によって行おうとしている。</p> <p>集団的自衛権について、歴代政権は「国際法上、当然に集団的自衛権を有しているが、これを行って、我が国が直接攻撃されていないにもかかわらず他国に加えられた武力攻撃を実力で阻止することは、憲法第9条のもとで許容される実力の行使の範囲を超えるものであり、許されない」との政府見解を堅持してきましたが、安倍首相は国会の場においても歴代政権の憲法解釈を否定し、立憲主義の原則を踏みにじる発言を繰り返しており、このことに対しては与党内からも厳しい批判の声が相次いでいる。</p> <p>そもそも憲法の本質的役割とは、国民主権の立場で首相をはじめ国家権力を抑制させ、国民の基本的人権を擁護することであり、厳格な憲法改正の手続きを経ることなく、政権が変わるたびに多数派による恣意性をもって憲法解釈を変えることは、立憲主義の原則からも断じて許されるものではない。よって本市議会は、下記事項について強く要望する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 集団的自衛権行使を認めない政府見解を堅持し、集団的自衛権行使に道を開く憲法解釈の変更を行わないこと。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。</p> <p><b>【提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、防衛大臣、内閣法制局長官】</b></p>	否決
---	--	---	----

●請願

受理番号	件名	要旨	議決結果
9	「要支援者への介護予防給付の従来どおりの継続」「特別養護老人ホームへの入所を要介護3以上に限定せず従来どおりとすること」「利用者負担増の中止」を求めることについて	<p>社会保障・税一体改革の一環として介護保険見直しを検討してきた厚生労働省は、社会保障審議会介護保険部会で12月20日に「介護保険制度見直しに関する意見」（以下「見直し意見」）をまとめた。その内容は、介護保険制度の掲げた「介護の社会化」を縮小させ、利用者、ご家族、介護事業所、労働者、自治体等に大きな負担を負わすものである。</p> <p>給付の抑制を図ることを口実に、「要支援者」を介護保険の給付対象から外して市町村が裁量で行う地域支援事業に移行、施設入所を要介護3以上に限定、一定以上の所得がある利用者の負担引き上げが盛り込まれている。</p> <p>地域支援事業の財源は一定の範囲内で介護保険財政から支出されるものの、事業内容は市町村の裁量とされ、介護にあたる人員や運営の基準もなく、ボランティアやNPOなどの「地域力」を活用することになる。しかし、地域の受け皿は十分ではなく、市町村との懇談会でも「同じようなサービスは実施できない」と行政も認めている。</p> <p>さらに、多くの利用者が訪問介護・通所介護のサービスから外され、報酬が下がることになれば、多くの介護事業所の経営は大変困難になることも予想され、事業所の縮小・閉鎖、職員の非正規化や賃金の切り下げなどによる介護職員の離職がさらに進むことも危惧される。</p> <p>また、特別養護老人ホームの入所を原則要介護3以上の高齢者に制限するとしているが、すでに入所している人が要介護1、2に改善した場合、経過措置が過ぎてからは追い出す方針も打ち出されている。介護施設の入所待機者は全国で42万人、そのうち要介護1、2の人は31%にも上っている。これでは、要介護1、2の高齢者の行き場所がなく「介護難民」という事態にもなってしまう。現場の実態とかけ離れた制度改定案はきっぱり撤回すべきである。</p> <p>制度開始以来、介護保険料は改定のたびに上がっており、そのうえ利用料負担を上乗せすることは、必要な介護を奪うことに繋がるのではないかと懸念が広がっている。国の責任で制度の持続可能性と公平性を確保すべきと考える。</p> <p>以上の趣旨から、下記について地方自治法第99条の規定により国に意見書を提出いただくよう要望するものである。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 要支援者に対する介護予防給付を従来どおり継続すること</li> <li>2. 特別養護老人ホームへの入所を要介護3以上に限定せず、従来どおりとすること</li> <li>3. 利用者負担を増やさないこと</li> <li>4. 介護保険財政に国が責任を持つこと</li> </ol> <p>【請願者】津市柳山津興1535-23 三重県社会保障推進協議会 会長 林 友信</p>	不採択

10	平成 33 年みえ国体開催並びに平成 32 年東京五輪キャンプ招致に向け、スポーツ施設の整備拡充を求めることについて	<p>市民だれもが生涯にわたって気軽にスポーツ活動に親しむことのできる生涯スポーツ社会を実現するために、また、競技スポーツの普及・振興及び競技力向上のために、さらにはスポーツツーリズムの確立を推進することで本市への観光誘客を促すため、その基盤となるスポーツ施設の整備拡充を強く求めるものである。</p> <p>特に、当サッカー協会は、平成 33 年みえ国体開催に向けサッカー種目の開催を強く推進し、本市におけるサッカー文化の醸成並びに発展を期待するところである。また平成 14 年開催の男子サッカー F I F A 日韓ワールドカップにおいては、南アフリカ代表チームの直前合宿地として利用いただいている。つきましては平成 32 年東京五輪におきましても、サッカーにとらわれず候補となりうる種目を検討いただき、キャンプ招致をすることにより、伊賀市ひいては伊賀市民もスポーツの祭典である五輪を主体的に迎えることができると考える。スポーツ活動によるまちづくりも全国的に多くの自治体で取り組まれており、スポーツ文化の醸成は本市発展のために的確かつ有効な手段であると考えます。みえ国体後並びに東京五輪後のスポーツの利活用もご一考頂き、現在脆弱なスポーツ活動基盤を、早期に整備拡充されることを請願するものである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>平成 33 年みえ国体におけるサッカー種目の招致        前回の国体におきましても本市ではサッカー競技を開催している。平成 33 年みえ国体も前回同様サッカー競技の開催が適切であると考えます。サッカー文化の醸成も踏まえ、サッカー競技（女子サッカー）の招致を強く要望する。</li> <li>平成 32 年東京五輪におけるキャンプの招致        平成 14 年男子サッカー F I F A 日韓ワールドカップの際には、南アフリカ代表チームの直前合宿地として利用いただいた。平成 32 年東京五輪におきましても、サッカー競技のキャンプ招致もしくは、別競技のキャンプ招致を検討いただくことを強く要望する。</li> <li>グラウンドの芝生化        本市におけるサッカーの競技環境は、決して良好といえるものではない。特に、芝生グラウンド（天然芝・人工芝双方）が少なく、青少年の競技力向上においては弊害となっていると言っても過言ではない。また、みえ国体サッカー競技開催に向けては、上野運動公園陸上競技場だけでは非常に厳しいと考える。他にも、グラウンドを芝生化することで東京五輪キャンプ招致や各種大会の開催も容易になり、スポーツツーリズムの確立には不可欠な要素であるなど多面の効果が期待できる。よって、早急に芝生グラウンド（天然芝・人工芝双方）の施設整備を強く要望する。</li> <li>Jリーグ基準スタジアムの整備検討        現在、本市のスポーツ施設は非常に脆弱である。また、全国的に見てもプロ野球並びに J リーグの公式戦が出来ない県は三重県と島根県だけである。みえ国体後の伊賀市ひいては三重県におけるスポーツ文化の醸成も見据え、J リーグ基準のスタジアム整備の検討を強く要望する。</li> </ol> <p><b>【請願者】</b> 伊賀市石川 2 0 6 7 伊賀市サッカー協会 会長 上林 良畝</p>	採択
----	--	---	----